



禁煙外来について

「禁煙したいけど自信がない…」 「禁煙しても続かない…」 などでお悩みの方は、一度禁煙外来にご相談ください。

無理のない禁煙を指導しておりますので、禁煙を考えたことのある方は、お気軽にご相談ください。条件を満たしていれば、禁煙治療に健康保険が適応します。



【お問い合わせ】

内科外来、または初診再診受付にてお受けいたします。

【ご予約】

内科外来

【診療日】

水曜日 13時30分～16時30分

東海大学医学部附属東京病院
病院長

禁煙外来のご案内

当院では、禁煙を考えている方をサポートするために、禁煙外来を開設しております。

次の（１）～（４）の条件を満たせば、健康保険が適応されますので、まずはチェックしてみてください。

（１）直ちに禁煙しようと考えていること。

（２）①～⑩のニコチン依存症のスクリーニングテストで５項目以上該当する方。

- ① 自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまうことがありましたか。
- ② 禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。
- ③ 禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコが欲しくてたまらなくなることがありましたか。
- ④ 禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。
(イライラ・神経質・落ちつかない・集中しにくい・ゆううつ・頭痛・眠気・胃のむかつき・脈が遅い・手のふるえ・食欲または体重増加)
- ⑤ 上記④でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。
- ⑥ 重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。
- ⑦ タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。
- ⑧ タバコのために自分に精神的問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。
- ⑨ 自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。
- ⑩ タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。

（３）（１日の喫煙本数）×（喫煙年数）＝ ２００以上であること。（35才以上の方の条件）

（４）禁煙治療を受けることを文書により同意していること。

- 禁煙外来は、１２週間に渡るプログラムを組み禁煙治療を行います。プログラムどおりに受診しない場合は、健康保険の適応になりません。
- 健康保険が適応する場合、３割負担の方の費用は、１２週間合計で約２０,０００円です（薬代を含む）。
- 禁煙外来は、水曜日の１３時３０分～１６時３０分で実施しております（１６時受付終了）。

【ご予約・お問い合わせ】

- ご予約は、内科外来でお取りいたします。
お電話でのご予約は、平日１４時～１６時でお願いいたします。
- お問い合わせは、内科外来または初診再診受付の窓口にてお受けいたします。